

# 「司法制度改革」教材化の試み

## —中学校社会科における「裁判員制度」の授業事例を中心に—

樋口 雅夫

2004年5月、司法制度改革の一環として「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が成立し、2009年までに裁判員制度が実施されることが決定した。本稿では、「なぜ今、国民の司法参加が求められているのか」との問いに対する探求活動の中で、現在の司法制度における諸課題を明らかにし、その諸課題を解決するために裁判員制度が導入されることになったことを理解させることを目的に学習指導案を開発した。その際、単に裁判員制度を所与のものとして受容するだけでなく、本制度を運用し、課題があれば制度自体を修正していくのが主権者としての役割であることを意識化させる。理解を学習原理としつつも、現代社会において、常に発生し続ける新たな問題状況の本質を探求し続けられる市民の育成を目指し、従来型司法制度学習からの脱却を試みた。

### 1. 本研究の目的

日本国憲法制定から半世紀が過ぎ、日本社会では政治・経済システムにおいてさまざまな問題が噴出している。政治改革、行政改革、地方分権推進、規制緩和等の経済構造改革、などの諸改革は、これらの問題を解決するために行われているといえよう。本稿の主題である司法制度改革も、これら諸改革の一つとして位置づけることができる。国民の信頼を集め、期待に応えられる司法制度とするために、裁判員制度の導入、法科大学院の設置などの改革が現在進行している。

このような状況の中で、司法制度改革審議会の『司法制度改革審議会意見書』、政府の『司法制度改革推進計画』等で、司法制度学習の充実が謳われている。しかし、これを「新しい司法制度のしくみを理解する学習」と捉えるならば、授業レベルでは、日本国憲法の条文に基づいて統治機構の一つとしての裁判所のしくみ・役割を理解させる従来型の授業の延長線上に位置づくにすぎない。むしろ教師／生徒にとって、教えるべき／理解すべき(覚えるべき)知識が増加するだけ、という状況が想像される。

1998年告示の『中学校学習指導要領』では、中学校社会科公民的分野の目標の一つに「個人の尊厳と人権の尊重の意義、特に自由・権利と責任・義務の関係を広い視野から正しく認識させ、民主主義に関する理解を深めるとともに、国民主権を担う公民として必要な基礎的教養を培う。」(傍点筆者付記)としている<sup>1)</sup>。この目標に沿い、司法制度改革に関する内容をいかにして生徒に主体的に考察させ、主権者として訴訟手続に参加していく基盤を形成していくかが問われている。

本稿では、2009年までに実施されることが決定した裁判員制度を事例に、中学校社会科における学習指導案を提示する。指導案は、「なぜ今、国民の司法参加が求められているのか」との問いに対する探求活動の中で、現行の司法制度における諸課題を明らかにし、その諸課題を解決するために裁

判員制度が導入されることになったことを理解させる展開をとった。その際、単に裁判員制度を所与のものとして受容するだけでなく、本制度を運用し、課題があれば制度自体を修正していくのが主権者としての役割であることを意識化させる。理解を学習原理としつつも、現代社会において、常に発生し続ける新たな問題状況の本質を探求し続けられる市民の育成を目指し、従来型司法制度学習からの脱却を試みた<sup>2)</sup>。

### 2. 現在の司法制度改革の状況

1999年6月9日、司法制度改革審議会設置法が公布され、翌7月27日に司法制度改革審議会が内閣府に設置された。司法制度改革審議会では、「法の精神、法の支配がこの国の血肉と化し、『この国のかたち』となるために、一体何をなさなければならないのか」、「日本国憲法のよって立つ個人の尊重(憲法第13条)と国民主権(同前文、第1条)が真の意味において実現されるために何が必要とされているのか」を明らかにするために、さまざまな議論を行い、最終答申として、2001年6月12日『司法制度改革審議会意見書』を内閣に提出した。

『司法制度改革審議会意見書』では司法制度改革のために、以下の三つの柱と具体的施策を提起している<sup>3)</sup>。

I. 「国民の期待に応える司法制度」とするため、司法制度をより利用しやすく、分かりやすく、頼りがいのあるものとする。

具体的には、民事裁判の審理期間を半分にすること、検察審査会の議決に一定の拘束力を持たせること、被疑者・被告人への公的弁護制度の整備などが考えられる。

II. 「司法制度を支える法曹の在り方」を改革し、質量ともに豊かなプロフェッションとしての法曹を確保する。

具体的には、2004年をめどに法科大学院の創設、2010

年をめぐり司法試験合格者数を現在の3倍の3000人にすることなどが考えられる。

Ⅲ. 「国民的基盤の確立」のために、国民が訴訟手続に参加する制度の導入等により司法に対する国民の信頼を集める。

具体的には、司法の中核をなす訴訟手続への新たな参加制度として、刑事訴訟事件の一部を対象に、広く一般の国民が裁判官と共に責任を分担しつつ協働し、裁判内容の決

定に主体的、実質的に関与することができる裁判員制度を導入することが考えられる。（『司法制度改革審議会意見書』より筆者抜粋・加筆）

内閣では本意見書を受けて、2002年3月19日、『司法制度改革推進計画』を閣議決定した。その内容は以下の通りである<sup>4)</sup>。

【表1】『司法制度改革推進計画』閣議決定内容

Ⅰ. 国民の期待に応える司法制度	Ⅱ. 司法制度を支える法曹の在り方	Ⅲ. 国民的基盤の確立
<p>1. 民事司法制度改革</p> <p>①民事裁判の充実・迅速化</p> <p>②専門的知見を要する事件への対応強化</p> <p>③知的財産権関係事件への総合的な対応強化</p> <p>④労働関係事件への総合的な対応強化</p> <p>⑤家庭裁判所・簡易裁判所の機能の充実</p> <p>⑥民事執行制度の強化</p> <p>⑦裁判所へのアクセスの拡充</p> <p>⑧裁判外の紛争解決手段(ADR)の拡充・活性化</p> <p>⑨司法の行政に対するチェック機能の強化</p> <p>2. 刑事司法制度改革</p> <p>①刑事裁判の充実・迅速化</p> <p>②被疑者・被告人の公的弁護制度の整備</p> <p>③公訴提起の在り方</p> <p>④新たな時代における捜査・公判手続きの在り方</p> <p>⑤犯罪者の改善更生、被害者等の保護</p> <p>3. 国際化への対応</p> <p>①民事司法の国際化</p> <p>②刑事司法の国際化</p> <p>③法整備支援の推進</p> <p>④弁護士の国際化</p>	<p>1. 法曹人口の拡大</p> <p>①法曹人口の大幅な増加</p> <p>②裁判所、検察庁等の人的体制の充実</p> <p>2. 法曹養成制度改革</p> <p>①法科大学院</p> <p>②司法試験</p> <p>③司法修習</p> <p>④継続教育</p> <p>⑤新たな法曹養成制度の円滑な実施に向けて</p> <p>3. 弁護士制度改革</p> <p>①弁護士の活動領域の拡大</p> <p>②弁護士へのアクセス拡充</p> <p>③弁護士の執務態勢の強化・専門性の強化</p> <p>④弁護士の国際化</p> <p>⑤弁護士会の在り方</p> <p>⑥隣接法律専門職種の利用等</p> <p>⑦企業法務の位置付け</p> <p>4. 検察官制度改革</p> <p>①検察官に求められる資質・能力の向上</p> <p>②検察庁運営への国民参加</p> <p>5. 裁判官制度改革</p> <p>①給源の多様化・多元化</p> <p>②裁判官に任命手続の見直し</p> <p>③裁判官の人事制度の見直し</p> <p>④裁判所運営への国民参加</p> <p>⑤最高裁判官の選任等の在り方について</p> <p>6. 法曹等の相互交流の在り方</p>	<p>1. 国民的基盤の確立（国民の司法参加）</p> <p>①刑事訴訟手続への新たな参加制度の導入</p> <p>②その他の分野における参加制度の拡充</p> <p>2. 国民的基盤の確立のための条件整備</p> <p>①分かりやすい司法の実現</p> <p>②司法教育の充実</p> <p>③司法に関する情報公開の推進</p>

（『司法制度改革推進計画』より筆者作成）

現在、本閣議決定に基づきさまざまな法整備がなされ、司法制度改革は具体化に向け動き始めている。法曹関連諸機関のうち、最高裁判所は2002年3月20日に『司法制度改革推進計画要綱－着実な改革推進のためのプログラム－』を、また日本弁護士連合会は2002年3月19日に『日本弁護士連合会司法制度改革推進計画－さらに身近で信頼される弁護士をめざして－』を発表し、それぞれの立場で司法制度改革を推進してきた。

2004年4月には法科大学院が学生の受け入れを開始し、2006年の新司法試験に向けての取り組みを進めている。また、5月には「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が成立し、2009年までに裁判員制度が実施されることが決定した。司法制度改革は、いよいよ構想段階から具体化の段階へと歩を進めてきたといえよう。

### 3. 「司法制度改革」教材化の視点

司法制度改革が叫ばれている現代社会において、それらをいかに教材化するか。本稿における課題である。

なぜ、司法制度の改革がなされなければならないのであろうか。日本の司法の現状を把握することから始めなければならない。司法制度改革審議会では、以下のように整理している<sup>5)</sup>。

司法機能は公共的価値の実現という側面を有しており、裁判所（司法部門）は、多数決原理を背景に政策をまとめ、最終的に法律という形で将来に向けて規範を定立し執行することを通じて秩序形成を図ろうとする国会、内閣（政治部門）と並んで、「公共性の空間」を支える柱として位置付けられる。（中略）憲法は、国会、内閣と並んで、裁判所を三権分立ないし抑制・均衡システムの一翼を担うにふさわしいものとすべく民事事件・刑事事件についての裁判権のほか行政事件の裁判権をも司法権に含ませ、更に違憲立法審査権を裁判所に付与した（第81条）。裁判所はこれらの権限の行使を通じて、国民の権利・自由の保障を最終的に担保し、憲法を頂点とする法秩序を維持することを期待されたのである。裁判所がこの期待に応えてきたかについては、必ずしも十分なものではなかったという評価も少なくない。（『司法制度改革審議会意見書』より抜粋）

すなわち、①三権分立のもと司法権の独立が規定され、違憲立法審査権を行使し憲法の番人としての役割を担った、②国民の基本的な人権保障・法秩序の維持の役割を担った、のが裁判所であったということになる。そして、その役割が十分に果たせない部分があったため、現在の司法制度改革につながっている、と考えることができる。

単元「司法制度改革」においてはまず、司法制度改革の現状を法科大学院の設置・裁判員制度の創設など具体的事例を挙げながら説明し、「なぜ今、国民の司法参加が求められているのか」という単元を貫く問いを設定する。ここで生徒は、日本国憲法下で規定された現在の司法制度を把握する必要性に迫られ、上記①・②の内容を探求する。

次に展開部では、上記①・②の内容それぞれについて、どこまで効果を発揮し、また限界はどこにあったのかを具体的な裁判・判例を検討しながら探求していく。この展開部における学習過程は、司法制度のみならず国民主権、基本的な人権の尊重、さらに平和主義といった日本国憲法の原則に関する学習内容にもなる。司法制度の現状を認識するために、他のさまざまな政治分野の知識を必要に応じて用いることで、より有効な教授・学習活動を組むことが可能となろう。

以上、具体的な裁判・判例を通して、生徒は現在の司法制度が抱えている問題状況を把握できることになる。そして、その問題状況を解決するために導入されることになった裁判員制度を取り上げ、本当に問題解決に至るのか、裁判員法の条文を

読み取っていく作業を通じて一人ひとりの生徒に考えさせる。その結果、予測という形態ではあるが、裁判員制度導入によって、従来司法府が抱えていた問題の一端が解決されるであろうことが理解される。ここで、単元を貫く問いである「なぜ今、国民の司法参加が求められているのか」を、もう一度問いかける。生徒は、司法制度に関する現状把握と同時に日本国憲法の原則から見た司法機能の意義について認識が深まっているため、国民の司法参加の必要性について具体的事例に則しつつ、答えることができるであろう。

ここまでの展開を踏まえて初めて、生徒は主体的に司法制度改革の問題を考察できるようになる。しかし、現実社会においては常に新たな問題が発生し続けている。司法制度改革に関しても例外ではない。裁判員制度の導入により、現在司法府が抱える問題は一定程度解決するかもしれない。しかし、裁判員制度自体がはらんでいる問題点がすでに国会での法案審議時から浮かび上がっている。これらの予測される問題点を例示した上で、最終で、「裁判員制度にも諸問題があるにもかかわらず、なぜ今、国民の司法参加が求められているのか」と問いかける。この発問によって、生徒は授業の終了後も問題を探求し続けることが可能となるのである。

これで本単元の目標は達成されることになるが、さらに、政治改革、行政改革、地方分権推進、規制緩和等の経済構造改革など、司法制度改革以外の諸改革についても調べてみるよう促すことで、生徒は現代日本社会における諸改革の本質が同一であることに気付くことになる。ただ、この部分に関しては生徒に課題を提示するところで止めたい。すでに「司法制度改革」の授業を受けた生徒は、自分自身で他の諸改革について探求する力が付いていると考えるからである。

次章に、司法制度改革とはどのようなものかを教えるだけでなく、なぜ改革が必要なのか、なぜ国民の司法参加が求められているのかまで深めた形での学習指導案を提示したい。

### 4. 単元「司法制度改革」学習指導案

単元「司法制度改革」は5時間構成とした。本指導案は、第4時のものである。前3時間の学習内容を用いながら現在の司法制度の問題点を明らかにし、裁判員制度等の改革が行われている意義を探求するという授業構成をとった。そして、これから導入される裁判員制度実施後、国民がどのような姿勢で司法参加していくのか予測するために、類似の制度である陪審制度・参審制度を導入している国の実情を考察するとともに、今後自分自身がどのような形態で司法に関わっていくか（あるいは関わらないか）を考えさせ、最終とした。

## 社会科学習指導案

- i. 単元 司法制度改革
- ii. 単元のねらい 現在、裁判員制度の導入、法科大学院の設置などの司法制度改革が進行している。なぜ今、国民の司法参加が求められているのか。従来の司法制度のままでは何がいけないのか。本単元では理解を学習原理としつつも、司法分野において常に発生し続ける新たな問題状況の本質を探索し続けられる市民の育成を目指し、従来型司法制度学習からの脱却を試みる。
- iii. 単元計画 [全5時間] (1) 司法権の独立と違憲審査制・・・2時間  
(2) 裁判のしくみと人権尊重・・・1時間  
(3) 司法制度改革・・・・・・・・・・2時間（本時はその第1時限め）
- iv. 単元の評価基準  
**【社会的事象への関心・意欲・態度】** 司法制度に対する関心を高め、そのさまざまな特質及び望ましい在り方について客観的に考えようとしている。  
**【社会的な思考・判断】** 裁判員制度の運用方法を、条文を通じて確認し、その中から裁判員制度がはらんでいる課題を見いだしている。  
**【資料活用の技能・表現】** 提示された資料の中から国民主権を原則とする民主主義社会の特質、司法制度のさまざまな特質、国民の司法参加の在り方などについての学習に役立つ情報を主体的に選択して活用している。  
**【社会的事象についての知識・理解】** 司法府内での諸改革を行うと同時に、裁判の過程に国民が関与することによって、より国民の期待に応えられる司法府となっていくことが可能であることが理解できる。
- v. 本時の主題 裁判員制度
- vi. 本時のねらい 日本国憲法の規定のもとで運用されてきた司法制度の特徴と限界について事実即して説明できる。また司法制度改革の本質はどのようなものか、裁判員制度の事例をもとに探索し、主権者として訴訟手続きに参加していく基盤の形成を目標とする。
- vii. 本時の構成  
 導入 ◎なぜ今、国民の司法参加が求められているのか  
 展開1 ○日本国憲法では、司法権はどのように位置づけられているか  
     ・国民と司法府はどのような関係にあるか  
     ・現在の司法制度の何が問題なのか  
     ○これらの諸問題を解決するためにどのような取り組みがなされているか  
 展開2 ○裁判員制度とはどのような制度なのだろうか  
     ・裁判員制度導入により、現在の司法制度の問題点は解決されるのだろうか  
     ・裁判員制度導入により、新たに起こることが予想される問題があるのだろうか  
 終結 ◎裁判員制度にも諸問題があるにもかかわらず、なぜ今、国民の司法参加が求められているのか
- viii. 本時の到達目標  
 (1) 日本国憲法には、司法権の独立、違憲立法審査権などの規定があり、立法権・行政権と並んで三権の一角を担っているが、課題もある  
     1) 何人も裁判を受ける権利が保障され、三審制もあり、また国民は最高裁判所裁判官の国民審査権を持つことにより国民主権が実現している  
     2) 統治行為論を理由に違憲審査しなかった事例、三審制をもってしても起こった冤罪事件、法に忠実であるあまりに犯罪被害者の心情を考慮しないと批判される判決を出した例、裁判に時間がかかりすぎる、など問題が山積している  
     3) 司法府が抱える諸問題を解決するために、現在司法制度改革が進行している  
 (2) 裁判員制度とは、2009年までに実施されることが決定された、国民が重大な刑事事件の裁判において、裁判員として、裁判官と共に有罪・無罪や刑の内容を決める制度である  
     1) 裁判員制度の導入によって、国民の感覚に合った評決がなされ、裁判が身近で分かりやすいものになることが期待される  
     2) 裁判員として出頭義務があるにもかかわらず、評決に加わる自信がない、人を裁きたくない、と考えて裁判員になることを断る人が出るのが予想される  
 (3) 裁判員として司法参加させることによって、国民自身に統治主体・権利主体であるという主権者意識を持たせるねらいがある
- ix. 授業展開過程

時間	教師の指示・発問	資料	教授・学習活動	生徒に獲得させたい知識	留意点・評価
導入	・資料を配付する	①	T:資料配布 P:読む		
<p>第3問 質問者と証人の次の会話文を読み、質問者の推論が誤りとなる場合を下の①～⑤のうちから1つ選べ。</p> <p>質問者 「事件当時、あなたは次郎さんの事務所で働いていましたね。」                  証人 「はい。」                  質問者 「あなたは、そのころ次郎さんが大金をはたいて事務所の空調設備を買い換えていたことを知っていますか。」                  証人 「はい、知っています。」                  質問者 「ということは、次郎さんが従業員の健康に留意していなかったというあなたの証言は、うそだということになりますね。」</p> <p>① 空調設備の買い換えが法律で義務付けられていた可能性を質問者が無視している場合                  ② 証人が花粉アレルギー症である可能性を質問者が無視している場合                  ③ 次郎さんが大金持ちである可能性を質問者が無視している場合                  ④ 質問者が証人と事前に打合せをしていた場合                  ⑤ 質問者が次郎さんから報酬を得ていた場合</p>					

	<ul style="list-style-type: none"> <li>この資料の出典は何か</li> <li>法科大学院とはどのようなものか</li> <li>なぜ、このような試験問題が出されるのか</li> <li>法律家にならない大多数の国民にとって、司法・法に関心をもつ必要性は生じているのか</li> <li>◎なぜ今、国民の司法参加が求められているのか</li> </ul>	<p>T:発問する T:説明する</p> <p>② T:発問する P:答える</p> <p>② T:発問する P:答える</p> <p>③ T:発問する T:資料提示 P:答える</p> <p>T:発問する P:考える</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2004年に開設された法科大学院の入試に先駆け大学入試センターが準備した法科大学院適性試験の試行テスト問題である</li> <li>法曹養成システム改革の一環として、法曹人口の大幅増員を目指すために設置される機関である</li> <li>法学部で学んでいない一般の人でも法律家への道を開くための適性を検査するために、このような出題をしている</li> <li>裁判員制度法の成立により2009年までに裁判員制度が導入されることが決定している</li> <li>国民は、無作為に選ばれて刑事裁判で職業裁判官とともに有罪・無罪の判断と刑の重さを決めることになる</li> <li>現在の司法制度では解決できない問題があったからではないか</li> <li>国民主権の原理をより具体化・徹底するためではないか</li> <li>そもそも現在の司法制度がどのようなものであって、どのように運用されてきたか調べてみないと分からない</li> </ul>	<p>関心・意欲・態度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>マスコミで報道されている問題に関心を持たせる</li> <li>思考・判断</li> </ul>
<p>展開 1</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎日本国憲法では、司法権はどのように位置づけられているか</li> <li>国民と司法院はどのような関係にあるか</li> <li>現在の司法制度の何が問題なのか</li> <li>◎これらの諸問題を解決するためのどのような取り組みがなされているか</li> </ul>	<p>⑨ T:発問する P:答える</p> <p>⑨ T:発問する P:答える</p> <p>④ ⑤ T:資料提示 ⑥ ⑦ T:発問する P:答える</p> <p>③ T:発問する P:答える</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「すべて裁判官は、その良心に従ひ、独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。」(76条)によって、司法権の独立が規定されている</li> <li>「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。」(81条)によって、違憲立法審査権が付与されている</li> <li>「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。」(32条)によって、裁判を受ける権利が保障されている</li> <li>三審制をとるため、慎重な裁判が期待できる</li> <li>最高裁判所裁判官の国民審査権をもつ(79条)ことにより、国民主権が実現している</li> <li>統治行為論を理由に違憲審査しなかった事例、三審制をもってしても起こった冤罪事件、裁判に時間がかかりすぎる、など問題が山積している</li> <li>司法制度改革が進行しており、その一つが裁判員制度の導入である</li> </ul>	<p>知識・理解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既習の知識で考えさせる</li> </ul> <p>思考・判断</p> <p>資料活用技能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資料を参考に、発問の意図に沿った形での問題点の指摘をさせる</li> </ul>
<p>展開 2</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇裁判員制度について探求しよう</li> <li>◎制度の趣旨、対象事件、裁判員のしごとの内容、選任手続などについて、ワークシートにまとめよう</li> <li>制度の趣旨はどのようなものか</li> <li>どのような事件の裁判をするのか</li> <li>裁判員に選ばれるのはどういう人か</li> <li>裁判員は一事件につき何人選ばれるのか</li> <li>裁判員はどのようなことをしなければならないか</li> <li>裁判員に選出されれば、必ず裁判所に出頭しなければならないのか</li> </ul>	<p>⑩ T:資料提示 T:指示する P:条文を読み取り、まとめる</p> <p>T:発問する P:答える</p> <p>T:発問する P:答える</p> <p>T:発問する P:答える</p> <p>T:発問する P:答える</p> <p>T:発問する P:答える</p> <p>T:発問する P:答える</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>制度趣旨(1条)、対象事件・裁判員のしごと(2条)、選任手続(13条)など、すべて法律で定められており裁判所出頭義務が課せられている(29条)</li> <li>国民が刑事裁判に参加することにより裁判が国民にとって身近で分かりやすいものとなり、司法に対する国民の信頼の向上につながることを期待した(1条)</li> <li>「死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件」の裁判を行う(2条)</li> <li>衆議院議員の選挙権を有する者(20歳以上)の中から抽選で選ばれる(13条・26条)</li> <li>基本的には6人選られ、3人の裁判官と共に合議体を構成する(2条)</li> <li>裁判官との合議により、①事実の認定、②法令の適用、③刑の量定を行う(6条)</li> <li>呼び出しを受けた場合、指定期日に裁判所に出頭する義務がある(29条)</li> <li>辞退を申し出て、裁判所がこれを認めた場合出頭しなくてもよいが、それはあくまで例外的な措置である(16条)</li> </ul>	<p>資料活用技能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>裁判員制度法の条文から、制度の内容を読み取らせる</li> <li>抽出した条文の記述を、必要があれば分かりやすい表現に変え、ワークシートに記入させる</li> </ul> <p>知識・理解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>裁判員制度の内容を理解する</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・呼び出されたのに、理由もなく裁判所に行かなかったらどうなるのか</li> <li>・裁判員になったら、何日くらい拘束されるのだろうか</li> <li>○裁判員制度導入により、現在の司法制度の問題点は解決されるだろうか</li> <li>○裁判員制度を導入することによって新たに起こりうる問題があるだろうか</li> <li>・今、裁判員制度導入前にその是非について考えているのだが、導入後、国民の司法参加がどうなっていくか予想するための適切な事例はないだろうか</li> </ul>	⑥	T:発問する P:答える  T:発問する P:説明する T:発問する P:予想する  T:発問する P:予想し条 文で確認 T:発問する T:資料提示 P:答える	<ul style="list-style-type: none"> <li>・十万円以下の過料というペナルティーを受けることがある(83条)</li> <li>・条文では定められていないが、数日から一週間程度ではないかと予想される</li> <li>・国民の感覚に合った評決がなされ、裁判が身近で分かりやすいものになるだろう</li> <li>・裁判員として評決に加わる自信がない、人を裁きたくない、と考える人が出るかもしれない</li> <li>・国民が裁判に参加する制度は、アメリカ・フランス・ドイツ・イタリアなどで導入されており裁判員制度とは違うが、参考になる部分はあられるかもしれない</li> </ul>	<b>思考・判断</b> ・把握した裁判員制度の全体像をふまえて、予想されることを推論する  <b>資料活用技能</b> ・罰則規定がある理由を考える
終結	◎裁判員制度にも諸問題があるにもかかわらず、なぜ今、国民の司法参加が求められているのか		T:発問する P:答える	<ul style="list-style-type: none"> <li>・裁判員として司法参加させることによって、国民自身に統治主体・権利主体であるという主権者意識を持たせるねらいがある</li> </ul>	※他の要因に関しては、生徒の探求課題として残しておく

#### x. 資料の出典

##### [資料の出典]

- ①大学入試センター編『法科大学院適性試験試行テスト』, 2003年.
- ②『最新現代社会資料集 2004』第一学習社, p. 206.
- ③『朝日新聞 夕刊記事』2004年5月21日.
- ④『新編テーマ別資料現代社会 2004』とうほう, p. 175.
- ⑤『ビジュアル公民 2004』とうほう, p. 54.

- ⑥『裁判員制度の対象となる事件の審理期間及び開廷回数』最高裁判所 web ページより作成.
- ⑦『日本国勢図会 2004/05』矢野恒太記念会, 2004年, p. 504.
- ⑧広島地方裁判所福山支部広報資料「裁判員制度について」2004年9月.
- ⑨『日本国憲法』1946年11月3日公布.
- ⑩『裁判員の参加する刑事裁判に関する法律』2004年5月28日公布 法律第六三号.

#### 5. おわりに

単元「司法制度改革」では、現在の司法制度が抱えている課題を、裁判の過程・判例等の事例を通じて確認し、なぜ国民の司法参加が求められているのか探求していく授業構成をとった。またこの学習指導案は、司法制度改革の要因・過程を探求していく中で、改革の本質が、国民を司法参加させることによって、統治客体意識から統治主体意識への変革を促すものであることに気付かせるよう構成した。

生徒の認識が、本単元の授業を受けどのように変容したかは現在分析中である<sup>6)</sup>。が、授業の前後で、司法参加していきたいという方向に生徒の認識が変容したのではないかとは思われる。ただ、裁判員制度に関していえば、出頭義務があるから消極的に司法参加するのか、国民の権利として積極的に参加したいと考えているのか、精緻な検討が必要である。今後の課題である。

##### [本文注]

- 1) 『中学校学習指導要領』文部省, 1998年.  
なお、本記述は一部改正された平成15年(2003年)版にも受け継がれている。
- 2) 拙稿「問題を探求し続ける社会科授業構成—単元「地域統合」を事例として—」全国社会科教育学会『社会科研究』第61号, 2004年, pp. 51-60.を参照。
- 3) 『司法制度改革審議会意見書』司法制度改革審議会, 2001年.
- 4) 『司法制度改革推進計画』閣議決定, 2002年.
- 5) 前掲書1)。
- 6) 公開授業実施前後に、筆者が授業を担当している生徒(中学3

年生, 2クラス81人)に「裁判員として、裁判に参加したいか」との調査項目でアンケートを行った。その結果、授業前は「大いに参加したい」・「多少参加したい」が20名(25%)だったのが、授業後には38名(47%)に増加した。調査のサンプル数が少なく、またさまざまな要因が絡んでの結果であろうが、この数値の変化は興味深いものがある。

##### [主要参考文献]

- ①『司法制度改革審議会意見書』司法制度改革審議会, 2001年.
- ②『司法制度改革推進計画』閣議決定, 2002年.
- ③『司法制度改革推進計画要綱』最高裁判所, 2002年.
- ④『日本弁護士連合会司法制度改革推進計画』日本弁護士連合会, 2002年.
- ⑤『裁判員の参加する刑事裁判に関する法律』2004年5月28日公布 法律第六三号.
- ⑥芦部信喜『憲法新版補訂版』岩波書店, 1999年.
- ⑦江口勇治「社会科における『法教育』の重要性—アメリカ社会科における『法教育』の検討を通して—」日本社会科教育学会『社会科教育研究』第68号, 1993年.
- ⑧江口勇治「社会科50年とこれからの教育改革—『法教育』の意義とそのカリキュラムについて—」日本社会科教育学会『社会科教育研究』第79号, 1998年.
- ⑨江口勇治『世界の法教育』現代人文社, 2003年.
- ⑩片上宗二『社会科授業の改革と展望』明治図書, 1985年.
- ⑪片上宗二『オープンエンド化による社会科授業の創造』明治図書, 1995年.
- ⑫橋爪大三郎『人間にとって法とは何か』PHP新書, 2003年.
- ⑬橋本康弘「市民的資質を育成するための法カリキュラム—『自由社会における法』プロジェクトの場合—」全国社会科教育学会『社会科研究』第48号, 1998年.
- ⑭森分孝治『現代社会科授業理論』明治図書, 1994年.
- ⑮読売新聞社会部『ドキュメント裁判官人が人をどう裁くのか』中公新書, 2002年.
- ⑯渡辺祥三『法とは何か新版』岩波新書, 1998年.